

## 第23回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月12日（金）午後1時55分から午後3時07分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（12人）

会	長	14番	前川	正人							
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一				
		3番	伊東	登	5番	唯野	哲夫				
		6番	坂本	雄司	7番	後藤	義昭				
		9番	小島	良金	10番	佐藤	雄一				
		11番	武島	竜太	12番	中和田	吉彦				
		13番	目黒	正一							

4. 欠席した農業委員（1人）

8番 三國実加

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
事務局農地係長	橋本庸介
事務局主査	大河原康平

## 7. 日程

- 日程第1. 諸般の報告
- 日程第2. 議事録署名委員の指名
- 日程第3. 会期の決定
- 日程第4. 議事

### 報告第1号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 許可の条件を履行したことの証明申請について
- 議案第6号 現況確認申請について
- 議案第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第8号 令和5年度第2号農用地利用集積計画について
- 議案第9号 令和5年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画
- 議案第10号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について



議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項について、を議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事進捗状況報告(2)農地転用許可に係る工事完了報告について(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理(4)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号 報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は5件の報告を受理いたしました。去る5月8日、5番、6番、7番委員、地区担当の推進委員とともに番号1並びに番号5について、去る5月9日、8番、9番、10番、地区担当の推進委員とともに番号2から4番の現地調査を実施いたしました。番号1については、許可の内容が建売住宅4区画で、工事の進捗率は0%となっており、理由としては令和4年3月16日発生地震の対応によって、本工事の計画に支障が生じて進捗が遅れているとのこと。番号2から4にかけては、いずれも許可の内容が、自己住宅用地ということで、資材の調達に遅れが生じているとのこと。番号5については、資材置場の造成に必要な盛土の調達に時間を要しているとのことでした。農業委員会の今後の対応としましては、引き続き、工事が進捗、完了した際には、進捗報告、完了報告書の提出を求めていくものです。

(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は12件の報告を受理いたしました。去る5月8日、5番、6番、7番委員、地区担当の推進委員とともに、番号3番、4番、9番について、去る5月9日、8番、9番、10番委員、地区担当の推進委員とともに、番号1番、2番、5番から8番、10番から12番について現地調査を実施しました。現地調査の結果、いずれも計画通り、農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。

(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は9件の届出を受理いたしました。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん希望等はございませんでした。なお、番号6について

は、議案書31Pの本総会議案第1号5番案件に関連した報告となっております。

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は123件の通知がございました。そのうち、番号1番から番号119番にかけては、八沢地区における基盤整備事業が完了したことによる、本換地後の地番による利用権の再設定のための解約となっており、本総会の議案第8号 令和5年度 第2号農用地利用集積計画に権利の再設定にかかる議案が上程されております。番号120番については、議案書38Pの本総会議案第4号2番案件の5条申請のための解約となっております。番号121番122番については、議案書27Pの本総会議案第1号1番案件の3条申請のための解約となっております。最後に123番の解約については、耕作者の変更のためとなっておりますが、議案書の104Pの本総会議案第9号令和5年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、解約後の耕作者への権利を設定するための議案が上程されております。説明は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告どおり承認されました。次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員願います。

10番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件から4番案件について、1枚の水田で地権者が何名いるもので、譲受人が同一なので、まとめてご報告いたします。1番案件から4番案件までの申請人、申請地等については議案書記載のとおりです。去る5月2日に地区担当の推進委員と事務局と3人で被設定人の自宅を訪問し聞き取り調査を行ってきました。また、5月9日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査の結果を代表して、ご報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転売買になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と

従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって許可基準第1号並びに第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号、第3号についてであります。譲受人は個人であるため非該当であります。次の許可基準第5号について、譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。議案書記載のとおりでありますので、今までも借りて耕作していたので、これからも地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

続いて5番案件について報告いたします。申請人、申請地等については議案書記載のとおりです。去る5月2日に地区担当の推進委員と事務局と3人で、被設定人の自宅を訪問し聞き取り調査を行ってきました。去る5月9日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査の結果を代表して報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転売買になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを聞き取り調査により確認いたしました。よって許可基準第1号並びに第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号、第3号について個人であるため、該当しません。許可基準第5号についてあります。譲受人に転貸、質入れの事実はないため、問題はございません。

最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。議案書記載のとおりであり、これからも地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番ですが、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、車庫、農業用倉庫、擁壁を整備するものですが、議案第4号1番と関連があり、分筆前の申請地を譲受人に売買しようとしていたところ、農地と宅地の境界があいまいなまま擁壁、一部車庫と農業用倉庫を平成6年から転用許可を受けないまま整備していたことが判明し、今回顛末書をつけて申請したものです。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地及び原野がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

2番ですが、申請人および申請地は、議案書記載のとおりです。事業概要は、倉庫敷地を整備するものですが、昨年地震により住宅を取り壊し、宅地内に新築を建てる予定でいたところ、倉庫が平成9年から転用許可を受けないまま整備していたことが判明し、今回顛末書をつけて申請したものです。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の

結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員お願いします。

5 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告します。申請地の現状を去る5月8日、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。

1番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ha以上の規模の区域内農地のため、第1種農地であります。しかし、本案件は既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張することが目的でありますので、代替地の検討は特に必要ありません。以上のことから、立地基準はみたとしております。続いて許可基準第4号についてであります。議案書に記載のとおりの方針で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて番号2番について、担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員お願いします。

7 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、2番案件について、5月8日に5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局と現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人、申請地は議案書記載の通りであります。転用後の用途は、倉庫敷地になります。工事期間は許可の日から2か月になります。転用許可基準第1号は、農用振興地域内の農用地であり第1種農地であります。しかし、この案件は既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業既存施設拡張事業の転用計画です。許可基準第2号には

該当しません。以上のことから立地基準は、満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で、周辺への影響・支障はないものと判断いたしました。以上のことから許可相当と判断いたしました。地区担当の推進委員からも、「問題は無い」とのご意見を頂いております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、事務局より審査内容についてご説明申し上げます。当初計画者の住所・氏名及び変更前の転用計画は、議案書に記載のとおりです。当初計画者は、令和4年3月11日付けで農地法第5条に基づく転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由により、土地利用計画、及び工事期間に変更を生ずるものであります。現地調査におきまして、議案書記載の(ア)から(ウ)までの事業計画変更の承認要件を確認してまいりました。書類審査の結果は各項目問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員をお願いします。

7 番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、1番案件について、5月8日、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。変更後の転用計画は、権利の種類、転用の目的、転用の面積、資金計画の変更はありません。行政庁の許可等は、都市計画法第35条の開発行為変更許可を受けております。その他として、地下貯留槽と建物基礎を離すため、建物を西側に移動し、また、穀物の飛散防止のため、穀物庫を壁で囲んだことによる穀物庫の面積増加、さらに、建物を西側に移動したことにより、北西斜路幅が狭くなったため、南側へ緑地帯を移動します。そのため、工期に遅れが生じたため、工期を16ヶ月から18ヶ月に延長します。したがって、事務局から説明のあった議案書に記載の「事業計画変更の承認要件」にある（ア）から（ウ）の内容に基づいて確認したところ、議案書記載のとおり、3つの全ての要件を満たすものと判断しました。以上のことから、事業計画変更承認申請は承認相当と判断しました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、承認することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については、原案のと

おり承認いたします。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局

事務局

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。1番になります、申請人および申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、農機具置場、駐車場を整備するものであります。工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。また補足説明になります。譲受人は●●●●●の●●●●●氏になり、夫の●●●●●氏が令和4年6月10日付けで農地法3条で使用貸借し、黒木字榎下地内の農地を家族ぐるみで耕作しております。今般、転用地の購入及び農機具の購入に伴う資金は、●●●●●氏が拠出しているため●●●氏が譲受人となっているものです。農機具は今年で転用地に配置し、シートを被せて管理する予定です。また、来年、●●●氏が転用地の近くで耕作する予定です。

続きまして2番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、太陽光発電施設用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾及び森林法に基づく伐採届を確認しております。また、土地改良区の意見書も添付しております。⑥併用地の有無については、譲渡人所有の雑種地及び池沼がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、露天漁具置場を整備するものであります。工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転

用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無は、譲受人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。最後に4番です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、宅地拡張用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から8ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無は、譲渡人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上となります。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から2番について担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について1番案件と2番案件について報告します。申請地の現況を去る5月8日、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を調査員を代表して報告いたします。

1番案件ですが。申請人、申請地は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申地は概ね10ha以上の規模の区域内のため第1種農地であります。しかし、この案件は農業用施設を整備するものです。したがって不許可の例外事業に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。以上のことから立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は議案書記載のどおりの対策で周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断しました。

続いて2番案件ですが、申請人、申請地は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ha未満の農地で、その他の農地であることを、現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。第2種農地であるため代替地の検

討をしましたが、他の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号3番から4番について担当委員挙手願います。  
6番坂本雄司委員お願いします。

6 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について3番案件と4番案件について報告します。3番案件について、去る5月8日に5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、都市計画法で定められた第1種住居地域の中にある農地でありますので、第3種農地の非線引都市計画用途地域内農地になり立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は第2種農地でないため該当しません。続いて、許可基準第4号は議案書に記載の通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないものと判断しました。また地区担当の推進委員からも現地調査意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。

続いて、4番案件について報告します。許可基準第1号の立地基準について、申請地は都市計画法で定められた第1種中高層住居専用地域の中にある農地でありますので、第3種農地の非線引都市計画用途地域内農地になり立地基準を満たしております。したがって、許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。続いて、許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。また地区担当の推進委員からも現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

12番 2番案件で申請地から逸脱している太陽光パネルが設置予定の土地の取扱いや森林法該当範囲の意味について事務局に説明を求めます。

議長 事務局より説明を求めます。

事務局 申請地以外の土地については併用地として取扱い、森林法該当範囲については森林伐採が1ha未満であるため林地開発許可は必要なく、届出のみ提出しております。

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に議案第5号許可の条件を履行したことの証明申請についてを議題といたします。調査担当委員から報告を願います。担当委員挙手願います。9番小島良金委員願います。

9番 議案第5号について、許可の条件を履行したことの証明申請について去る5月9日に、8番委員、10番委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、調査委員を代表して結果報告いたします。申請地の現況は、転用の許可条件のとおり住宅物置建設用地として更地になっておりますが、写真・航空写真により住宅・物置があったことを確認しております。したがって許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当と判断いたしました。

議 長 次に事務局より、補足説明を求めます。事務局

事務局 特にございません

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がなしと認めます。よって議案第5号許可の条件を履行したことの証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第6号現況確認証明申請について議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。7番後藤義昭委員お願いします。

7 番 1番案件について去る5月8日に5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局で現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請地は、議案書記載の通りです。現況は原野であり、申請どおり非農地の証明書の交付することが妥当であると判断いたしました。また地区担当の推進委員よりも「意見なし」との回答をいただいております。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局

事務局 特にございません

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号現況確認証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。

議 長 次に議案第7号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号65番までの65件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局より、ご説明もうしあげます。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会が毎年夏頃に実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告をお願いします。番号1番から37番について担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員をお願いします。

6 番 議案第7号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について報告します。去る5月8日に5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。番号1番から番号37番まで、現況が原野化しておりましたので、非農地と判断いたしました。以上ご報告いたします。

議 長 続いて番号38番から番号65番について担当委員挙手願います。9番小島良金委員をお願いします。

9 番 議案書第7号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について報告します。去る5月9日に8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。調査委員を代表して調査結果を報告いたします。番号38番、40番、42番、46番については草刈りが行われており管理されているので農地、53番は原野、残りについては樹木があり山林と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号38番、40番、42番、46番を除き、非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第7号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり番号38番、40番、42番、46番を除き、非農地と判断することに決せられました。

議 長           次に議案第8号令和5年度第2号農用地利用集積計画についてを議題とします。議案第8号番号1番については5番唯野哲夫委員が番号126番については11番武島竜太委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから番号1及び番号126番を抽出し、議題とすることにご異議ありませんか

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長           ご異議なしと認めます。始めに、番号1番を議題といたします。5番唯野哲夫委員は暫時の間、退場願います。事務局より説明を求めます。事務局

事務局           議案第8号令和5年度第2号農用地利用集積計画番号1番について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、新規の利用権設定になります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が、市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、全て効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長           質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号番号1番令和5年度第2号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。5番唯野哲夫委員の入場を認めます。5番唯野哲夫委員にご報告いたします。議案第8号番号1番令和5年度農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、番号126番を議題といたします。11番武島竜太委員は暫時の間、退場願います。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号令和5年度第2号農用地利用集積計画番号126番について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、八沢地区のほ場整備事業が完了し本換地になったことによる農地中間管理機構を通しての新規の利用権設定になります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が、市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、全て効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第8号番号126番令和5年度第2号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。11番武島竜太委員の入場を認めます。11番武島竜太委員にご報告いたします。議案第8号番号126番令和5年度第2号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。続いて、残りの案件について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議がないようなので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第8号令和5年度第2号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでございます。いずれも新規の利用権設定になります。番号2番から14番までにつきましては、農業委員会を通した利用権設定、15番から125番、127番から137番までは農地中間管理機構を通しての利用権設定となり、そのうち15番、16番、21番から125番 127番から137番までが八沢地区のほ場整備事業が完了し本換地になったことによる利用権の再設定となります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件(集積計画が、市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、全て効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時すると認められるか)につきましては、要件を満たしております。以上です。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第8号番号2番から125番及び番号127番から137番令和5年度第2号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。次に議案第9号令和5年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。議案第9号番号1番から5番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第9号令和5年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、事務局よりご説明いたします。令和5年4月より従来の農用地利用配分計画に代わり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市が農用地利用集積等促進計画(案)を作成し、農地中間管理機構が計画を県に申請することになりました。それに伴い農業委員会が市より農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求められる他に再転貸「さいてんたい」(耕作者の変更)した時に貸付相手方が全部耕作要件や常時従事要件等を満たしているかどうかを確認することとなりました。集積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第8号とは別に提案させていただいております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第9号令和5年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については同意することに決せられました。

次に議案第10号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

委員長 議案第10号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてにつきましては、ご説明申し上げます。去る4月12日、総会終了後に農業振興委員会を開催し、振興委員の皆様と協議をいただきました。協議内容等について、ご説明いたします。令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、事務局より、活動内容、活動実績についての説明を受け、概ね、年度当初の計画に沿った活動を実施してきたことから、事務局案を了とすることに決定いたしました。なお、詳細については、事務局より補足説明をお願いします。以上ご報告いたします。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第10号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動・評価について、事務局よりご説明します。『令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推移の状況その他事務の実施状況の公表』について「I 農業委員会の状況」につきましては、令和4年4月

1日現在の体制及び農家数や農地面積につきましては、農林業センサス等による直近の数値を記載しております。変更等はございません。

次に「Ⅱ. 最適化活動の目標」「1. 最適化活動の成果目標」  
「(1) 農地の集積」③実績は委員による利用調整活動により農地集積を行いました。農地集積以上に集積農地の解約等があり集積面積が7ha減少しました。全体の農地面積が減少したこともあり令和4年度末の集積率は42.8%となっております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消③実績は緑区分の遊休農地の解消実績面積は2.3ha黄色区分について、面積が39.7haから13.2haへ26.5ha減少しました。④その他は農地の利用状況調査の数値では1号遊休農地の面積58.1ha緑区分遊休農地44.9ha黄区分遊休農地13.2haとなっております。利用状況調査や農地パトロール活動を実施し遊休農地解消に努めましたが、黄区分は大きく減少しましたが、緑区分が増加して、農地への復元による解消は少なかったです。(3) 新規参入の促進③実績は一定の面積、(過去3年間の農地の権利移動面積の平均の1割)を新規参入者への貸付農地として公表する内容となっており4.4haとなっております。なお新規参入経営体は農地法第3条により権利移転により2経営体、取得農地面積0.7haとなっております。また、農地利用状況調査実施後の農地利用意向調査により、貸付意向があった4.4haについて、農地中間管理機構へ依頼を行いました。2. 最適化活動の活動目標(2) 活動強化月間の設定②実績は活動内容について令和4年8月実施遊休農地の解消(利用状況調査の実施、遊休農地にひまわりやサルビア植付けの実施) 令和4年12月実施農地の集積・集約(耕作の意向確認や利用調整活動の実施) 令和5年1月実施新規参入者の促進(農業委員会だより発行による新規参入PR記事の掲載)を行いました。(3) 新規参入相談会への参加②実績は成果実績については年2回(マイナビ農林水産FEST令和4年6月21日 開催場所エルパーク仙台 仙台市青葉区 相談者6名、武島委員)(ふくしま農業人フェア令和4年11月13日 開催場所福島市アクティおろしまち 相談者4名、荒委員)が参加し、ブースを訪れた方々に相談対応や情報収集を行うとともに、市の「農業委員会だより」やパンフレットにより新規就農に対する相馬市の農業についてPRを行いました。

続きましてⅢ事務の実施状況についてご説明します。1 総会、部会の開催実績につきましては毎月1回総会を開催、振興委員会は年5回総会提出議案で事前審査が必要な場合に開催推進委員会 事業開催時に事前協議が必要な場合年1回開催 全体協議会 事前協議が必要な場合年1回開催となっております。2 農地法第3条に基づく許可事務につきましては32件 3農地転用に関する事務につきましては57件それぞれ許可しております。4 違反転用への対応につきましては違反転用面積は17件0.7haありました。違反転用解消のために実施した活動内容は違反転用者に追認許可申請を行うように指導を実施しました。説明は、以上になります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。原案とおりに同意することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第10号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については原案のとおり同意することに決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。以上で本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます、以上をもちまして、第23回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 9番 小島 良金

議事録署名委員 10番 佐藤 雄一